

M54-35-6

一九五四年五月五日



立 創



國立劇場設立準備協議會答中
文化財保護委員會基本要綱

文化財保護委員會



100027957

I

は

じ

め

に

I. はじめに
(一)

文化財保護委員会においては、昭和二十九年五月の文化財保護法改正に基づく重要無形文化財国家指定制度創設を機にして、芸能に関する総合的な方策を強力に推進する中心機関設立の緊急性を感じ、その具体的構想を練りつつあつた。しかるところ、幸い、昭和三十年度国家予算において大野伴睦、林譲治、益谷秀次、水田三喜男、故竹尾式坂田道太、山中貞則、野田卯一等の国會議員の格別の御努力により芸能調査費二百五十万円が確保され、具体化の足がかりを得るに至つたので、事の重要性に鑑み、衆知を集め、万全を期すために、昭和三十年七月二日、文化財保護委員会（当時の委員長は高橋誠一郎）の諮問機関として、芸能施設調査研究協議会を設置することに決定した。

(二)

昭和三十年九月十六日には、芸能施設調査研究協議会のオ一回総会が開催されたが、その後この協議会の中に、専門的事項を審議するため、運営、資料、施設の三分科会および常任委員会を設置し、活潑な活動に入つた。こうして、昭和三十一年三月八日には、芸能保護総合方策の推進機関として、早急に国立劇場を設置すべきことおよびこれの詳細に関する答申が文化財保護委員会に対して行われるに至つた。この間における委員の方々の

御出席は、ほとんど百%に近いものであり、その討議は真剣且つ慎重なものであつた。

(三)

この答申を受けた文化財保護委員会においては、同協議会の答申の精神を尊重し、昭和三十一年三月十七日には、「国立劇場設立基本要綱」を決定した。

(四)

一方、昭和三十一年三月には、世論の高まりが政府与党を強く動かすところとなり、特に、時の官房長官根本龍太郎氏、文部政務次官故竹尾式氏の格別の御協力により国立劇場設立準備費として、一千七百万円の計上が国会で議決されるに至つた。

このことは、昭和三十一年三月八日の同協議会最終総会における高橋文化財保護委員会委員長の挨拶にもあるように、明治以来七十年間にわたる大問題が解決の緒についたことを意味するのであつて、単にわが国の芸能面に限らず、わが国文化全般の上において画期的な快事と申すべきであろう。

(五)

因みに、わが国における国立劇場設立運動の歴史を振り返つて、その間の経過を摘記すれば次のとおりである。

1. 明治三十九年伊藤博文を中心とする国立劇場設立運動

明治十九年に発足した演劇改良会の運動が尾をひいて、伊藤博文を中心とした政界、財界の名士による国立劇場設立発起人会が、三十九年に開催された。又、明治四十四年に開場した帝国劇場は、そうした影響があつて、委員長に渋沢栄一賛助に伊藤博文、西園寺公望等の名士が列なつた。

2. 大正十年鳩山一郎氏等の国立劇場設置論

降つて大正十年に、国立劇場設置の可否について、世論が高まり、山本久三郎氏、近藤経一氏、鳩山一郎氏等の間には、かなり激しい論争が展開されたが、特に鳩山一郎氏は演劇雑誌「演劇画報」十一月号に激しい調子で、国立劇場早急設置論を次のとおり明確に述べている。

決定的な国立劇場の設立

国立劇場の設立で、奈可に緊要なものであるかということは、今日のわが日本の世界的地位と、演劇の社会的価値、及びその関係などを考へるなら、最早議論の余地のない決定的な問題だと思う。

ある人達から、国立劇場請願の賛成を求められた時、私自身が既に予てから考えていたことではあるし、如上の理由にもとづいて、早速その求めに応じた次第

である。従つて、演芸専門雑誌の貴誌が、国立劇場設置の与論を喚起されるといふ企ては、寔に結構で、且効果あらしめるべく努められんことを望んで熄まない。

演劇のための演劇といふ時代は夙に去つてしまつた。演劇は、勿論、それ自ら独立して価値を持つてゐるには違ひないのだが、これから演劇は簡単にその意味内の価値だけに甘んすべきではない。満足すべきではない。況くこの現実社会を対象としたところの演劇でなくてはならぬ。所謂演劇の社会化といふことが、立派に現在の重要な一問題となつてくる所以である。

私は今、多く述べてゐる余裕を持たない。お求めに応じてこれだけのことを言つておく。（演劇画報大正十年十一月号三八頁）

3.

昭和十二年の中村吉蔵博士を中心とする国立劇場設置建議案

昭和十二年に、当時早稲田演劇協会会長であつた中村吉蔵博士、大日本俳優協会々長中村歌右衛門、及び池田大伍、岡本綺堂、永田衡吉、河竹繁俊の諸氏が中心となり、国立劇場設置の緊急性を叫び、政、財界ならびに芸能界の指導者に呼びかけ、遂に帝国議会に「国立劇場設置に関する建議案」が提案され、満場一致で可決された。

この建議案の議会通過のために、献身的な努力をされた政界人は、民政党的永井柳太郎、内ヶ崎作三郎、政友党的安藤正純、牧野良三、社会党的片山哲、それに犬養健の各氏であつた。

しかし、せつかく満場一致で帝国議会を通過したこの建議案も、間もなく勃発した日華事変のために、遂に実を結ぶに至らなかつた。

4.

昭和二十二年片山内閣の国立劇場設置案

昭和十二年における国立劇場設立に関する建議案の帝国議会通過について大いに努力された社会党的片山哲氏は、内閣総理大臣に就任当初より、民間有識者と相呼応し、国立劇場の設立に異常な努力をされたのであるが、結実寸前の所で、内閣瓦解の悲運に遭遇し、これも実現を見るに至らなかつた。

5.

昭和二十三年以降歴史代文部大臣の国立劇場設置への努力

爾來、代々の文部大臣は、毎年国立劇場設立のための予算を財政当局に要求しその実現に努力されたのであるが、諸種の事情から、実現を見るに至らず今日に及んだものである。

(六)

ところで、昭和三十一年四月十七日には、設立準備の業務を急速、且つ、強力に推進するため、国立劇場設立準備協議会の設置が閣議で決定されるに至つた。この協議会の発足は諸種の事情から若干遅れたが、昭和三十一年七月六日にはオ一回総会を開催し、この

中にオ一、オ二、オ三、オ四の四分科会を設置し、各分科会とも数回の開催を見、更に八月二十一日にはオ一回の常任委員会が持たれた。この国立劇場設立準備協議会の仕事は、先に決定を見た文化財保護委員会の「国立劇場設立基本要綱」を、更に高度の立場、広い立場より再検討するとともに、更に具体的計画にまとめ上げ、其の計画を強力に進めることがである。

この意味において、同協議会の当面の中心問題は、国立劇場施設の規模、内容、面積を具体的に決定することと、設立後の運営方式およびその収支概算について見透しを立てることであるが、これらはいずれも極めて大きな問題であり、早急に最終結論を出すことだけ困難なことではある。しかし幸い委員各位の非常な御熱意と御努力により、とりあえずこの二つの問題に関する、昭和三十一年八月二十一日の国立劇場設立準備協議会オ一回常任委員会において中間答申の内定を見るに至つたことは感謝に堪えないとところである。

(七)

文化財保護委員会においては、前記の中間答申に基き、これを事務的に計数的に具体化し、これを材料として、財政当局に敷地の決定方を強く要望し続けたのであるが、遂に昭和三十一年度中には結実するに至らず、従つて建築設計の懸賞募集も出来ず、結局一千七百万円の設立準備費の大部分約一千四百万円は国庫に返納するやむなきに至つた。

(八)

更に、昭和三十二年度予算折衝において文化財保護委員会は、国立劇場設立準備費として四千三百万円を要求したが、敷地未決定との理由で大巾に削られ、五百万円が内示されたり過ぎなかつた。これに対し、難尾前文部大臣、稻田次官等が大蔵省に対して強力に働きかけ、その結果前年通り一千七百万円の準備費が計上されるに至つた。

(九)

ところで、昭和三十二年度予算計上の際も問題になつたことでも分るようだ、国立劇場設立計画を推進するためには、先ず國立劇場の敷地を決定することがオ一であることから文化財保護委員会としては、河井委員長を陣頭に、國立劇場の敷地をそのオ一候補地であるパレス・ハイツに早急決定するよう大蔵当局に強く要望した。これに対して昭和三十二年二月頃、大蔵省管財局天野オ一課長より「パレス・ハイツについては国有財産中央審議会内に反対の空気が強いから、これを諦めて大宮御所その他の候補地に切り替えたらどうか」との意見が非公式に、しかし、再三にわたつて文化財保護委員会事務当局に示された

(十)

このため、文化財保護委員会としては、大蔵首脳部の真意を確かめるとともに、パレス・ハイツがどうしても駄目なら他の候補地でもよいかから至急敷地を決定してほしいと云う含みをもつて、昭和三十二年三月十三日平田大蔵事務次官以下大蔵省首脳と文化財保護委員会委員との懇談会を持った。なおこの会議には文部省より稻田事務次官、天城会計参事官も出席された。この会議において示された平田大蔵事務次官の意向は極めて好意的であり、この結果四月二十二日には、大蔵省関係事務当局に対して国立劇場建設の緊急性、建設規模建設費概算、設立後の運営費等について約四時間にわたり詳細な説明を行うことが出来た。

(十一)

しかし、そのような大蔵省側の御好意にもかゝわらず敷地問題は依然として解決しなかつた。そこで昭和三十二年六月十八日国立劇場設立準備協議会の小宮会長、久保田、河竹副会長、高橋常任委員は、河井委員長を同行して大蔵大臣に直接面談し、敷地の早急決定について強く要望した。これに対し、池田大蔵大臣の態度は非常に好意的であつたが、その談話の要点は次の通りであつた。

（一）国立劇場の設立は自分としては非常に賛成である。

（二）しかし、このような大事業を実行にうつすには、もう少し世論の高まりが強くならなければならぬ。従つて国立劇場設立準備協議会としては、世論喚起に一段と力を致してほしい。

（三）世論さき高まつてくれば、敷地問題の解決などまことに簡単なことである。

(十二)

一方敷地問題でその設立が一頓座を來している実情に同情した自由民主党、社会党の有志議員は、昭和三十二年六月十二日オニ議員会館において、国立劇場設立促進国会議員懇談会を開催したが、特に敷地問題についてけ、パレス・ハイツが駄目なら、帝劇を買収改装してはどうか、或いは大宮御所にしてはどうか等の意見が出された。その結果、結局「大宮御所」を最適と考えるから、これを候補地として切り替え、大蔵省に対し強く要望すべきであるという意見が大方の議員各位から出された。

(十三)

さらに、昭和三十二年七月十日の衆議院文教委員会においては、次のような国立劇場実現に関する決議を行なつて関係当局の善処を期待した。

國立劇場実現に関する決議

文化國家の象徴であり、かつ伝統芸能の保全、振興の中核機關たる國立劇場創設の緊要性は、既に論議の域を脱したものと認めるから、政府はすみやかに敷地を決定し、その建設に必要な予算措置を講じその具体的実現をなすべきである。

右決議する。

(十四)

前述のような諸般の情勢の下に、昭和三十二年七月三日、國立劇場設立準備協議会総会が開催されたが、その席上において「バレス・ハイツの早急決定がどうしても困難である場合には、大宮御所の一部割愛方について官内庁当局に懇請することとし、いざれにせよ昭和三十二年七月中には敷地を決定すべきである。」旨の建議が行われ、文化財保護委員会に提出された。

(十五)

國立劇場設立準備協議会よりの建議もあつたことから、文化財保護委員会においても十分情勢を検討の結果、昭和三十二年八月二十日、大蔵大臣に対し「バレス・ハイツの決定について今一度御考慮願いたい。しかし、その早急決定がいかにしても困難である場合には、大宮御所の一部割愛方について積極的な斡旋をして頂きたい。かくていざれにせよ、敷地の早急決定に関して、この際特段の御配慮御尽力を煩わしたい」旨の文書を提出した。

(十六)

これに対し、大蔵省事務当局より種々誠意のある意見が示されたが、結局、大蔵省事務当局の勧告によつて、昭和三十二年十月十六日文化財保護委員会事務局は官内庁と内交渉を開始し、十月二十八日文化財保護委員会委員長より官内庁長官宛に大宮御所の一部所管換えてついて依頼文を発した。

(十七)

一方、國立劇場の設立計画が敷地問題のために一向に進展しないのを見かねた芸能各界の有志の人々は、昭和三十二年八月以降敷地決定に至るまで國立劇場設立促進公演をしばしば持たれ、積極的に世論の喚起に尽さるとともに、再三にわたつて国会に陳情を重ねられ、關係当局の善処を要望された。

(十八)

また、六月十二日に國立劇場設立促進國會議員懇談会を持つた國會議員の有志の人々は更に贊意のある國會議員を加え、昭和三十二年十一月十五日、國立劇場設立促進國會議員連盟を発足させた。そして翌十六日この國會議員連盟代表の川崎秀二、長谷川保の両議員は、協議会代表の小宮会長、久保田、河竹副会長、文化財保護委員会河井委員長と共に総理大臣に会見し、大宮御所早急決定について陳情をした。これに対し岸総理はこれを諒とした。

この國會議員連盟は、その後もしばしば会合を持ち、國立劇場に関する問題について積極的な助言を与えるとともに、敷地決定に関しても強力な援助を惜しまれなかつた。

(十九)

ところで、昭和三十二年十月二十八日付文化財保護委員長よりの依頼文に対し、十二月四日宮内庁より条件付で大宮御所の一部所管換えて応する旨の回答があつた。
かくて、文化財保護委員会は、その後宮内庁、大蔵省事務当局側との話し合いと実地調査等を進めた結果、昭和三十二年十二月下旬には正式決定寸前のところまで手続きを進めることができた。

(二十)

ところが、一万田大蔵大臣は突如大宮御所割愛について強い難色を示された。その際、
一万田大蔵大臣が、文化財保護委員会河井委員長および國立劇場設立準備協議会小宮会長
よりの懇請に対して示された回答内容は次の通りであつた。
（一）大宮御所割愛についての反対の理由は色々あるが、その一つは國立劇場としては大
宮御所の八〇〇坪では狭すぎる。
（二）従つて、敷地は大宮御所を譲め、バレス。ハイツとすることとして、敷地面積を十
分にゆつたりとするべきである。特に駐車場面積は十分に確保すべきである。
（三）このことに文化財保護委員会および國立劇場設立準備協議会が賛成であるならば、自
分け誠意をもつてその解決に当るであろう。
（四）自分の在任中には是非解決したい。
かくして、大宮御所に決定するかにみえた敷地問題も昭和三十二年中には解決すること
が出来なかつた。

(二十一)

以上の様な情勢であつたため、昭和三十三年度予算折衝においても、準備費五千三百万

円の要求にもかかわらず、最終決定額は一千六百十五万円と大巾に削られることとなつてしまつた。

(十一)

その後一万田大蔵大臣をはじめとして大蔵省事務当局に大宮御所を敷地として早急に決定することについて再三にわたり折衝を重ねたのであるが、パレス・ハイツを国立劇場の敷地として決定したい意向には変更がなかつた。このため、文化財保護委員会は、昭和十三年三月二十九日の定例委員会において敷地問題を審議したが、委員会の空氣は「現下情勢ではパレス・ハイツでもやむを得ないと思う」と云うものであつた。

(十二)

続いて昭和三十三年四月二日に開催された国立劇場設立準備協議会常任委員会において敷地問題が検討されたが、あくまで大宮御所を堅持すべしとする説と、パレス・ハイツでも已むを得ないとする説に分れ、激論を闘わした。しかし、結局「現情勢下ではパレス・ハイツを了諾するのやむなし」との結論に達した。

又、国立劇場設立促進国会議員連盟においても、大宮御所を推す説と、パレス・ハイツでも良しとする説が対立していたが、大局的見地よりみて一刻も早く敷地を確保することがオーナーであるとの観点から、国会議員連盟の牧野会長、川崎、佐藤両副会長が在日駐留軍司令官代理に会見してパレス・ハイツの返還の可能性、その時期等について質問すると共に、関係当局に敷地の早急確定方を要望した。

(十三)

しかし、一万田大蔵大臣の努力にもかゝわらず、その在任中には結局敷地の決定をみることが出来なかつた。文化財保護委員会としては、一万田前大蔵大臣の言明と誠意を信じ敷地はパレス・ハイツとすることゝし、その線で佐藤大蔵大臣および関係当局に再三にわかつて折衝を続けた。

(十四)

このような動きが新聞、雑誌等に大々的に取り上げられるようになると共に、芸能各界の有志が挙つて盛んに促進公演を開催したり、政府首脳への陳情を重ねたりしたので、世論が大きく喚起され、国立劇場の敷地の早急決定を望む声は、全国民的を廟いにまで發展した。

(十五)

かくして昭和三十三年四月二十五日、蔵相公邸において国有財産中央審議会が開かれ、

国立劇場の敷地が議題とされた。しかし三宅坂附近の街路計画、官庁配置計画が決まらないうちに一方的に決定することは望ましくないとの理由で、それ等の案が提出されるまでは決定すべきではないとして継続審議にまわされた。

(七)

しかし、文化財保護委員会はそのような決定にもめげず、誠意をもつて関係当局との折衝を続けた。又、国立劇場敷地問題難航時より常に変らぬ態度で熱意ある支持を惜しまれなかつた国立劇場設立準備協議会、国立劇場設立促進公演として、前にも増して熱烈な援助を惜しまれなかつた。殊に昭和三十三年七月三日、衆議院オニ議員会館オニ議室で開催されたオ四回国会議員連盟総会には、国立劇場設立準備協議会委員と共に芸能各界の代表百五十一名の方々が出席され、正に官民揃つて国立劇場の早期実現を要望し、それぞれ岸総理大臣、佐藤大蔵大臣への要望書の提出を決めた。

(六)

その席上、山中大蔵政務次官は国立劇場に対する大蔵省の態度を誠意溢る御言葉で大要次の如く力強く説明された。

（一） 国立劇場の敷地はパレス・ハイツとする。

（二） 同地を最高裁判所と国立劇場の敷地にあてる。

（三） 右のことは昭和三十三年九月中に必ずきめる。

（四） なお以上のことにつけば、自分は佐藤大蔵大臣から全権を委ねられている。と。

(五)

このような情勢の中で、藤原歌劇団による「カルメン」が国立劇場設立促進公演として産経ホールで開かれたが、岸総理夫妻は昭和三十三年七月三十一日夜、この「カルメン」を観劇し、幕間に樂屋を訪ねて出演者の労をねぎらうとともに、国立劇場設立促進の陳情を受けられた。この際、石田博英議員も観劇され岸総理夫妻とともに樂屋へ出かけられた。

(十)

かくして、国立劇場の敷地決定はいよいよ時間の問題となり、八月以降大蔵事務当局との折衝が頻繁に持たれるようになつた。そして昭和三十三年十月三十日にはパレス・ハイツに關する大蔵省管財局の態度を決する省議が開かれた。

(十一)

昭和三十三年十一月十二日、大蔵省で開催された国有財産中央審議会は、遂にパレス・ハイツの北側一万三百余坪を国立劇場の敷地として決定することを大蔵大臣に対して答申した。

ここに昭和三十年以来四年間の努力——遠くは明治年間からの国民の念願が漸くにして事を結び、国立劇場建設の才一步は輝やかしい期待をにないつゝ力強く踏み出されたのである。思うに、こと国立劇場の敷地問題に関しては大蔵政務次官山中貞則氏の格別の御尽力は、正に特筆大書すべきものと考え、感謝に堪えない。

三(十二)

昭和三十三年十一月二十日、市川猿之助、中村歌右衛門、喜多村緑郎、藤間亭子、坂東三津之丞、友井唯起子、稻葉政江の芸能界の有志代表は、国立劇場設立準備協議会小宮会長、久保田副会長、文化財保護委員会河井委員長と同行し、川崎秀二議員の斡旋により、岸絲理、佐藤大蔵、池田国務各大臣に敷地決定の御礼を述べるとともに、国立劇場建設の更に一日も早からんことを切望した。

三(十三)

一方、国立劇場設立準備協議会では敷地が決定したので、今後の推進計画を検討するため、敷地決定後はじめての常任委員会を昭和三十三年十一月十七日に開催した。この結果先に中間答申した国立劇場設立計画を更に理想的なものにするよう早急に再検討し、文化財保護委員会に答申するよう申し合わせた。

三(十四)

それ以後国立劇場設立準備協議会は十二月二十二日に至るまでの間、実に十四回もの諸種会議を開催し、各分野からの専門的な意見を徵しつゝ答申の確定化をはかつた。この間ににおける協議会各委員の出席は、年末の多忙な時期にもかゝわらず極めて良好であり、その審議は極めて熱意のこもつたものであつた。

三(十五)

又、昭和三十三年十二月一日に開催された国立劇場設立準備協議会オ一、オ二、オ三合同分科会には、各芸能種別毎の理想的な劇場についての意見を求めるため各芸能団体代表の出席を求めた。各芸能団体は突然のお願いであつたにもかゝわらず、芸能種別毎の意見をまとめ上げられ、極めて有益な御意見を開陳して下さつた。

三(十六)

以上の経過を経て、昭和三十三年十二月二十二日、国立劇場設立準備協議会総会が開催され、国立劇場設立に関する答申が正式に決定され、文化財保護委員会に答申された。

三(十七)

この答申を受けた文化財保護委員会は、答申の意図を尊重したがら慎重に審議を重ね、又事務的にも計数整理を完成して、昭和三十三年十二月二十七日の定例委員会において、国立劇場設立基本要綱を決定した。

本書は、前述のような経過の後に決定をみた国立劇場設立準備協議会よりの国立劇場設立に関する答申、ならびにそれに基いて文化財保護委員会として決定した「国立劇場設立基本要綱」、ならびにこれに関連する諸種の資料等を集成したものである。

終りに、さまざまの障害を克服しながら、国立劇場の建設計画をこゝまで推進して下さつた左の方々に対し深甚な感謝の意を表する次第である。

(一) 国立劇場設立促進国会議員連盟(前会長 牧野良三 現会長 石井光次郎)

関係各位

(二) 鳩山一郎 石橋湛山 岸信介 各總理大臣ならびに 根本龍太郎

石田博英 赤城宗徳 各官房長官各位

(三) 小笠原三九郎 一万田尚登 池田勇人 佐藤栄作 各大臣各位

愛知揆一 植木庚子郎 山本米治 遠藤三郎 藤枝泉介

山手満男 足立篤郎 坊秀男 白井勇 山中貞則
佐野広各大藏政務次官各位 河野一之 平田敬一郎 森永貞一郎各大藏
事務次官各位

(四) 大達茂雄 安藤正純 松村謙三 清瀬一郎 松永東
唐沢俊樹(代理) 離尾弘吉 各文部大臣ならびに 赤城宗徳 天野公儀
小高薰郎 寺本広作 竹尾式 稲葉修 白井莊一
高見三郎 各文部政務次官 田中義男 稲田清助 各文部事務次官
各 位

(五) 国立劇場設立準備協議会(会長 小宮豊隆) 委員各位

(六) 芸能団体各位